

山口労基発 0304 第1号  
令和8年3月4日

関係団体等の長 殿

山口労働局労働基準部長



「高年齢者の労働災害防止のための指針」の周知について（依頼）

平素より労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第62条の2第2項の規定に基づき、令和8年2月10日付けで「高年齢者の労働災害防止のための指針」（以下「指針」という。）が別添のとおり公表され、令和8年4月1日から適用されることとなりました。

山口県における60歳以上の高年齢労働者に係る休業4日以上労働災害については、令和7年（速報値）は469人と前年同期の417人と比べ12.5%増となり、また、労働災害全体に占める割合も3分の1を超える34.3%となり、看過できない状況となっております。

そのため、別添指針に基づく高年齢労働者の労働災害防止対策を喫緊に取り組む必要があります。

つきましては、貴会より傘下会員等に対し、別添指針の周知について御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、別添の指針等につきましては、山口労働局のホームページ（[https://j-site.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/news\\_topics/ivent/kenan\\_20260226\\_00002.html](https://j-site.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/news_topics/ivent/kenan_20260226_00002.html) ※以下の2次元コード参照）に掲載しておりますので、傘下会員等に対する周知等にあたり、ご活用いただきますようお願いいたします。

